川崎医科大学数理・データサイエンス・AI教育プログラム委員会規程

（目　的）

第１条　本学の医学教育センター委員会の下部に文部科学大臣が定める「数理・データサイエンス・AI教育プログラム認定制度」に基づく認定プログラム（以下、「プログラム」という。）の立案、実施、改善を継続的に行うため、教務委員会の下部委員会として、数理・データサイエンス・AI教育プログラム委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（任　務）

第２条　委員会は、次の各号に掲げる事項を任務とする。

(1) プログラムの立案、実施に関する事項

(2) プログラムの改善（授業内容・方法、教育効果、シラバス記載内容の改善、履修率向上、教員の配置等）に関する事項

(3) プログラムに関する履修学生への調査を行い、結果に基づき学生の理解度を測るなど自己点検・評価の実施に関する事項

(4) 数理・データサイエンス・AI教育の普及、整備に関する事項

(5) 大学ホームページでのプログラム自己点検・評価結果の公開・発信に関する事項

(6) その他数理・データサイエンス・AI教育プログラムに関する事項

２　委員長は委員会において審議した結果を教務委員会に報告する。

（構　成）

第３条　委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

(1) 医学教育センターセンター長

(2) その他委員長が必要と認める教職員等

（委員長等）

第４条　委員会に、委員長及び副委員長を置く。

２　委員長は医学教育センターセンター長が指名する。

３　副委員長は委員長が指名する。

４　委員長は本委員会を統括する。

５　副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。

（運　営）

第５条　委員長は、必要に応じ委員会を招集し、その議長となる。

２　委員会は委員の過半数の出席をもって成立する。

３　委員長が必要と認めた場合は、委員会に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

（任　期）

第６条　委員の任期は２年とし、再任を妨げない。

２　委員に欠員が生じた場合の補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（公　表）

第７条　委員会は、プログラム自己点検・評価の結果を大学ホームページにて広く公表する。

（事　務）

第８条　委員会の事務は、教務部医学教育センターが行う 。

（改　廃）

第９条　この規程の改廃は、教務委員会、大学運営委員会の議を経て、学長が定める。

（その他）

第10条　この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

この規程は、令和６年１月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和７年４月１日から施行する。